

重要事項説明書

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 つちや社会福祉会
- (2) 法人所在地 神奈川県平塚市土屋2196番地1
- (3) 電話番号 0463-58-6677
- (4) 代表者氏名 理事長 水島 圭一
- (5) 設立年月 昭和49年4月25日

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 第一種社会福祉事業、軽費老人ホームA型
- (2) 施設の名称 つちやホーム
- (3) 施設の所在地 神奈川県平塚市土屋2196-1
- (4) 電話番号 0463-58-6624
- (5) 施設長 谷 章子
- (6) 当施設の運営方針 運営規定第二条
- (7) 開設年月 昭和49年4月25日
- (8) 入所定員 50名
- (9) 営業日 年中無休
- 窓口営業日 月～金（祝祭日、12/30～1/3除く）
- 営業時間 8時30分～17時30分

3. 設備の概要

居室等の概要

居室・設備の種類	室数	設備など
個室	44室	4,5畳 9,75㎡ 1間の押入れ・天袋、収納スペースとして1畳分の板敷き、火災報知機、ナースコール、冷暖房機
	2室	6畳 11,7㎡
2人部屋	2室	6畳 11,7㎡
食堂	1室	1階
浴室	1室	1階

医務室	1室	1階	マイクロサーミー	ホットパック
静養室	1室	1階		
集会室	1室	1階		
相談室	1室	1階		

※各フロアーにロビー、キッチン、洗面所、トイレ、洗濯機があります。

※当施設は階段のみの建物3階建てです。1階から3階までの階段昇降機が備え付けてあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	常勤	非常勤
1. 施設長	1	1	0
2. 生活相談員	1	1	1
3. 介護職員	5	5	1
4. 看護職員	1	1	0
5. 管理栄養士	1	1	0
6. 事務員	1	1	0
7. 医師	必要数		(嘱託) 1

※ 令和5年2月1日現在

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食事

当施設では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を食堂にて提供します。

(食事時間) 朝食・・・8時15分 昼食・・・12時 夕食・・・18時

③ 入浴又は清拭

4回/週入浴ができます。ご契約者の体調や身体の状況により、必要な見守り等を行い、入浴できない場合には清拭や足浴の援助を行います。

④ 生活の支援

掃除や洗濯など基本的にご自分でしていただきますが、体調や心身の状況により、必要な支援を行います。

⑤ 健康管理

ご契約者の健康管理・看護処置・衛生管理を行います。また、容体の急変など緊急時には、救急当番医又は嘱託医にて受診できるよう、連絡・調整を行います。

年1回健康診断を実施します。

(当施設の嘱託医)

名称 **くらた病院**

診療科 内科・整形外科・消化器外科

※施設と病院間の無料送迎バスが出ています。

(当施設の協力病院)

名称 **湘南真田クリニック**

診療科 内科・形成外科・循環器内科

※訪問診療。

⑥ 相談・助言

ご契約者からの生活上の相談、ご家族等との連絡調整、行政手続き代行等を行います。

⑦ その他必要な援助

ご契約者の要望を考慮し適宜レクリエーション行事、クラブ活動、ボランティア活動、外出の支援等を行います。

⑧ 体験入所

入所申込を前提として、1週間を限度に施設での生活を体験する事ができます。ご利用中の生活状況から、入所が適するかどうかを見極めていきます。

<ご利用料金とお支払い方法>

①基本的な利用料 (a + b + c)

a. 生活費 (食材料費及び共用部分に係る光熱水費) 56, 000円

b. 事務費 (別紙ご契約者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額) 円

c. 個人が居室で消費した電気量 (電気代徴収月 4月・7月・10月・1月)

・ 上記利用料は、その月分を毎月27日(土日祝祭日にあたる場合は翌営業日)に、ご本人もしくは保証人様のご指定の口座より口座振替とさせていただきます。電気代は徴収月に利用料と一緒にお支払いいただきます。

・ 生活費は、月の途中で入所したのものについては、日割り計算によりお支払いいただきます。

・ 月の途中で退所した場合も、日割り計算にて精算いたします。

・ 外泊や入院等で7日以上不在にした場合、3日を超える日数に対し食費実費を返済します。

・ 死亡された場合は、翌月以降の日数に対し食費実費を返済します。

②その他の利用料

特別なサービスの提供によりご契約者が利用した場合にその都度お支払いいただきます。

理容サービス	毎月第4火曜日 場所：ローズヒル美容室	カット 1,800円 顔そり 1,500円
美容サービス	毎月第1火曜日 場所：ローズヒル美容室	カット 1,800円 パーマ 3,600円 カラー 4,000円
喫茶 星空	毎週土曜日 14:00～15:00 場所：集会室	コーヒー 紅茶 ココア お菓子付 各200円 アイス 100円
クリーニング代行	受付 第2・4水曜日 13:00～	※別紙参照
証明書の発行	在籍証明など各種証明書	一通あたり 300円
複写物の交付	サービス提供についての記録など	1枚につき 10円
行事・クラブ活動等	クラブ活動、行事参加、行事食イベント食等をご利用された場合の費用	実費
切手・ハガキの販売		ハガキ 63円 切手 84円
写真の販売		1枚につき 30円
移動スーパー とくし丸	果物・菓子・などの販売 第4水曜日 10:40～ 場所：渡り廊下	
ファミリーマート出張販売	菓子・日用品・雑貨などの販売 第2水曜日 14:00～ 場所：集会室	
生花販売	第2・4月曜日	1束 500円
ガスコンロ	各フロアー	1回 10円
体験入所	1週間まで	1日 5,000円
福寿会	入所者の親睦を目的とし、入所と同時に入会 毎月5日に集金	会費 月200円
ケーブルテレビ 利用料	201・301号室のみ希望により利用可。サービスを希望される方に優先的に入居していただきます。	月 3,980円税別
セーフティボックス 利用料	201・301号室のみ希望により利用可。サービスを希望される方に優先的に入居していただきます。	月 300円
協力病院以外での通 院付き添いサービス	やむを得ない理由により、家族のご協力を得られない場合に限り適用。	1,000円/30分
買い物サービス参加費	近隣の買い物エリアまでの交通費として徴収。	300円
買い物サービスでの 買い物代行	近隣の買い物エリアまでの交通費、手数料として徴収。	300円
預り金等管理手数料	施設にて貴重金品の管理を希望する方のみ	月 2,000円

※入所後の被服費・日用諸雑費・医療費・お小遣い等のご契約者本人の負担となります。

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

6. ご利用の中止（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所して頂く事になります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ④事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出る事ができます。その場合には、退所を希望する日の1ヶ月前までに退所願を添えてご通知ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所する事ができます。

- ① 利用料や特別なサービスにかかる料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの申し出により退所していただく事があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 保証人の役割を果たせず、かつ代わりの保証人を立てられない場合
- ⑤ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合
もしくは入院した場合※
- ⑥ ご契約者が介護老人福祉施設もしくは介護老人保健施設に入所、または介護療養型医療施設に入院した場合

※ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

短期間（3ヶ月以内）のご入院で、状態に変化がなく施設での生活上問題がなければ、退院後再び施設に入所することができます。

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。ただし、入院が3ヶ月を超える場合でも、近い将来施設に戻る可能性がある時には、この限りではありません。

<入院期間中のご利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、事務費は通常どおりお支払いいただくものです。入院等が7日以上となる場合には、3日を超える日数に対して食費実費を返済いたします。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 要介護（支援）認定・区分変更の申請援助
- 居宅介護支援事業者の紹介
- 保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 適切な施設もしくは病院等の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 苦情解決責任者 「職名」 施設長 谷 章子

(2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 「職名」 生活相談員
- 受付時間 8：30～17：00

(3) 第三者委員 原 修治
米村 康信

年 月 日

私は、施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平塚市土屋2196-1
社会福祉法人つちや社会福祉会
つちやホーム

説明者 職・氏名 生活相談員 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行の場合)

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印